

○保険医療機関及び保険医療養担当規則

(昭和三十二年四月三十日)

(厚生省令第十五号)

(看護)

第十一条の二 保険医療機関は、その入院患者に対して、患者の負担により、

当該保険医療機関の従業者以外の者による看護を受けさせてはならない。

2 保険医療機関は、当該保険医療機関の従業者による看護を行うため、従業

者の確保等必要な体制の整備に努めなければならない。